

(一社) 東日本実業団空手道連盟加盟団体の皆様へ

一般社団法人東日本実業団空手道連盟（以下「当連盟」と称す。）は令和元年5月26日に「当連盟 全実空連構成団体除外経緯の説明についてのお知らせ」をHPに掲載し、会員の皆様に事の顛末をお知らせしました。この様な争い事は、双方の主張の応酬となり、当連盟会員の皆様は、“一体どちらの主張が正しいのか？そして、何が起きているのか？” その様な問い合わせが数多く寄せられました。そこで、全日本実業団空手道連盟（以下「全実空連」と称す。）とは何か、そして、その規約、意思決定について説明します。

全日本実業団空手道連盟規約

第2条 本連盟は、東日本実業団空手道連盟、西日本実業団空手道連盟及び全自衛隊空手道連盟（以下「各団体」と称する）をもって構成する。

つまり、上記 3 団体の集合体です。全日本実業団空手道連盟の傘下団体では有りません。

全日本実業団空手道連盟

理事派遣

東日本実業団空手道連盟
西日本実業団空手道連盟
全自衛隊空手道連盟

1 団体派遣理事 6 人、副会長 1 人、副理事長 1 人、計 8 人

3 団体で $8 \times 3 = 24$ 人

この中から、全実空連会長、理事長が互選で選出されます。

全実空連は 3 団体の集合体なので、下記のような原則があります。

- ① 3 団体平等の原則：3 団体の派遣理事の人数は平等
- ② 代表者会議：各団体の利害に関する人事等の決議は 3 団体の理事長が合意しなければ理事会に議案提出できない。
(多数決で決めると利害関係が生ずるおそれがある。)

上記の規約から考えると、1 団体を全実空連の構成団体から排除するには、3 団体が合意の上で全実空連を解散し、その後 2 団体で新たに連盟を作るのが正当な手順と考えます。

令和元年5月26日に「当連盟 全実空連構成団体除外経緯の説明についてのお知らせ」をHPに掲載した通り、強引かつ不当な決議で既成事実を作り上げました。決議は無効であり、行為そのものが公序良俗に反します。

全実空連の廣住正光事務局長の権限逸脱行為

全実空連の事務局は、公益財団法人全日本空手道連盟（以下「（公財）全日本空手道連盟」と称す。）との事務連絡係、3団体の理事長が同意し、かつ理事会で承認を得た結果を3団体に伝えるのが主な役割です。

ところが、廣住正光事務局長（自衛隊OB）は上記の役割を無視し、勝手に議案を作成、決議させていました。過去の当連盟に対する訴訟でも、原告側有利な書面を全実空連事務局長の名で、当連盟の会員に通知を出した事をご存じだと思います。有ってはならない行為です。その他、当連盟の知らない所で決まっていた議事が沢山有った為、事務局は権限を逸脱した行為は即刻止める様、何度も抗議して来ました。ところが一向に改めるどころか、今回の様な当連盟除外の緊急動議を提起して来ました。廣住事務局長は自らが全実空連の権限を代表者の如く行使しています。決議の翌日には全実空連HPからすべての当連盟関係のデータを消し去るなど、用意周到に準備していた事がうかがえます。

このような不当行為が許されるのか？

このような紛争が起きた時に、スポーツ庁、スポーツ団体を統括する「公益財団法人日本スポーツ協会」（日本のスポーツ競技連盟、協会および各都道府県の体育協会を統括する団体。略称はJSPO。以下「（公財）日本スポーツ協会」と称す。）はどのような見解を持っているのでしょうか。

スポーツ団体自らの主体的な努力によりガバナンス（自ら組織を統制）を期待していましたが、近年、ボクシング協会、体操連盟、レスリング協会等で選手へのパワハラ、組織のコンプライアンス（法令遵守）が問われ、スポーツ庁（鈴木大地 長官）がスポーツ団体が自ら作成に資するよう、適切な組織運営を行える上での原則・規範を下記のガバナンスコード（案）として作成されました。スポーツ界の不祥事が多発したことから、中央競技団体（NF）の果たさなければならぬ役割が明確化され、紛争団体の仲介等を行わなければならないようです。そして、令和元年6月10日にガバナンスコードが公表され、違反する団体を強制的に指導する仕組みが構築されました。

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai004/shiryo/1417484.htm

スポーツ庁HPを見ると、

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai004/shiryo/1417484.htm

①「ガバナンスコード（案）（NF）」

ガバナンスコード：適切な運営を行う上での原則・規範

NF：中央競技団体、（全実空連の統括団体としては、

（公財）全日本空手道連盟）

②「ガバナンスコード（素案）（一般スポーツ団体向け）」

（全実空連3団体）

原則1

1) 法人格（当連盟は一般社団法人）を有する団体は一般社団法を遵守

当連盟は一般社団法を遵守している。

2) 法人格を有さない団体は、団体としての実態を備え、団体の規約を遵守すること。（全実空連はこの規定に該当します。）

全実空連の遵守事項

- ① 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等団体としての主要な点を確定させる事。
- ② 個人名義の口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体名義の口座を用い、財産を分別して管理・運営すること。

上記規定に違反していないか？

全実空連の規定は、曖昧で多様な解釈が出来ます。今日まで事務局の都合の良いように解釈されてきました。

例として、以下のようなことが挙げられます。

- (1) 平成 30 年度決算監査報告書に当連盟の監査役が指摘事項を記した文を何も指摘が無かったように偽造されていた。
- (2) 議事録署名人は 3 団体理事長の記名押印が必要だが、勝手に以前に署名押印した書類をコピーして使い回ししている。
- (3) 3 団体理事長の知らない間に決議が行われたように偽造された書類が 3 団体に送付されている。

上記は一例ですが、(公財)日本スポーツ協会作成のガバナンスからほど遠い行為が行われているのが事実です。まるで、スポーツ庁が求めるガバナンスに逆行しています。この事は西実空連・全自空連に通知し、公の場での議論を求めます。

令和元年 6 月 10 日

一般社団法人東日本実業団空手道連盟

